

平成 21 年度

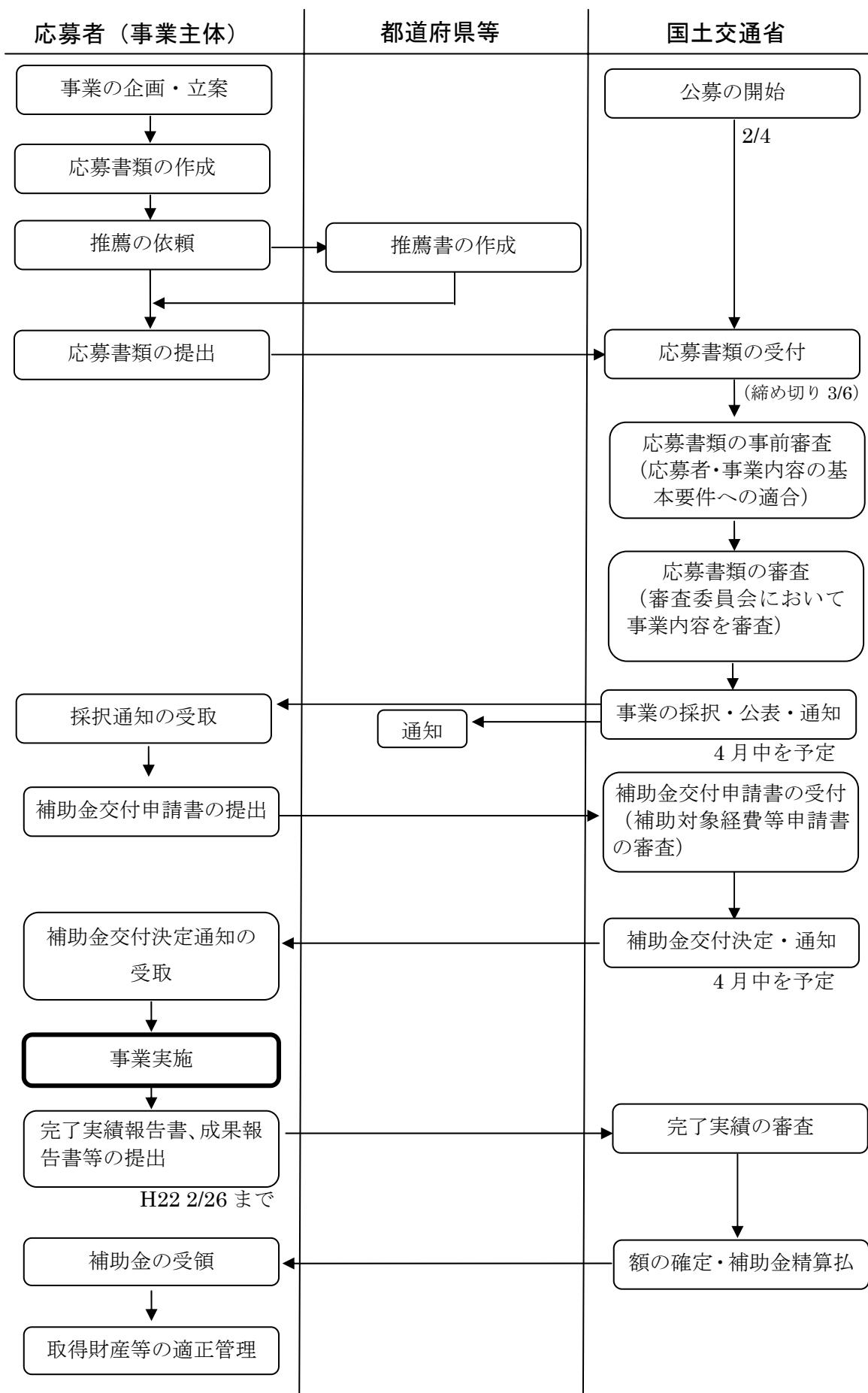
地域木造住宅市場活性化推進事業

募 集 要 領

平成 21 年 2 月

国 土 交 通 省
住宅局 木造住宅振興室

事業の流れ



1. 事業の趣旨

地域木造住宅市場の活性化に資する木造住宅の供給体制整備、普及推進、担い手育成、企画開発その他の事業を公募し、優れた事業を応募した者に対して、予算の範囲内において、国が当該事業の実施に要する費用を補助します。

なお、本事業による補助は、平成21年度予算の成立後に実施される予定ですが、できるだけ早く補助金を交付するために、本募集を予算成立前に行うものです。そのため、今後、内容について変更の可能性もあることをご承知おき下さい。

2. 事業の概要

2. 1 公募対象分野

地域の木造住宅市場の活性化に資すると認められる事業で、以下の（1）から（5）のいずれか又はそれらを組み合わせたものを対象とします。

（1）木造住宅の供給体制整備

例えば、

- ・地域建材（地域で供給される建築材料及びこれを用いた部材、部品等を言う。以下同じ。）の流通円滑化やコスト低減を図るための事業者間の流通システムの開発
- ・工務店等のニーズに沿った地域建材の品質証明等の実施体制の整備
- ・地域建材の安定供給及び流通円滑化に資する備蓄施設の共同設置・運用
- ・地域建材のトレーサビリティーシステムの構築
- ・プレカット工場等による設計支援システムの構築

等が該当します。

（2）木造住宅の生産合理化、維持管理・改修の合理化等

例えば、

- ・地域建材に係る寸法の共通化、規格化等のための調査検討
- ・開発された地域建材の試験の実施や性能評価による認証の取得
- ・地域建材に対応した積算システム等の開発及び導入
- ・地域独自の仕様に適した点検方法や性能向上リフォーム方法の開発
- ・地域の課題や居住者ニーズに適したメンテナンスサービスの供給体制整備

等が該当します。

（3）木造住宅の普及推進

例えば、

- ・地域のリフォーム需要掘り起こしのためのシンポジウムの開催
- ・地域の住宅を長持ちさせるための住まい手向けセミナーの開催
- ・地域建材を活用した高性能な住宅に係る展示住宅の整備

等が該当します。

（4）木造住宅の担い手育成

例えば、

- ・住宅生産者の企画力や設計力向上のためのテキスト等の作成
- ・住宅生産者の経営基盤の改善のためのテキスト等の作成

等が該当します。

(5) 木造住宅の企画開発・技術開発

例えば、

- ・地域独自の仕様の壁、継手・仕口等の性能検証
- ・地域建材を活用したデザイン性の高い住宅の市場調査や企画開発
- ・地域独自の構法による省エネルギー性能の高い仕様の開発
- ・地域の気候風土や景観に合致した設計基準、仕様書その他の技術資料等の開発や作成

等が該当します。

2. 2 応募者

(1) 応募者は、都道府県等の推薦を受けた次の（1）から（5）までの全てに該当する者で共同して地域木造住宅市場の活性化に資する事業を行おうとする者（公益法人は除く。）とします。ただし、事業の実施にあたり、他の者の協力を受けることを妨げません。

なお、今回の募集から、一つの都道府県の区域を越えて連携した事業を行おうとする者についても対象となります。この際、主たる活動を行う都道府県等において推薦を受けることが必要となります。

- 一 目的、活動・事業の種類、会計、役員に関する事項等が記載された定款等が策定・締結されていること
- 二 事業年度毎に事業計画書及び収支予算書が作成されていること
- 三 事業年度毎に事業報告書及び収支決算書が作成されていること
- 四 事業を的確に遂行するに足る、人員、経理的基礎、事務処理能力を有すること。

ただし、国及び地方公共団体は、応募者の構成員となることはできません。

なお、法人格を有することを応募資格とする制度もありますが、本事業においては、その必要はありません。

(2) 応募の際には、事務連絡先を決めていただきます。

(3) 応募者は、2. 1 の（1）から（5）までに掲げるテーマについて、応募することができます（テーマは複数でも構いません）。

2. 3 事業実施の期間

補助金の交付を受けることができる事業の期間は、交付決定日（4月中を予定）から平成22年2月26日までの事業の完了の日までの期間とします。（原則として平成22年2月26日までに終了することとし、これにより難い場合は協議の上、平成22年3月19日までとすることが可能）

また、同一内容の事業について補助金の交付を受けることができる期間は、単年度とします。

2. 4 補助金の額

- (1) 原則として、一応募者当たりの補助金の額は、30,000千円を限度とします。
- (2) ただし、一の都道府県の区域を越えて連携した事業を行う場合、
 - ① 750万円まで定額補助
 - ② 750万円を超える費用分については、その費用分の1／2以内の額とし、一応募者当たりの補助金の額は、総額（①+②）30,000千円を限度とします。

なお、補助金の額については、国の予算等を踏まえ、応募申請額に対して調整の上、決定させていただくことがあります。

2. 5 その他

同一の内容で、国土交通省及び他省庁、地方公共団体等の補助金等を受けている事業の応募は認めません。

3. 補助金の範囲

事業に必要な経費として、次の経費を計上できます。

ただし、実際の補助金額は、応募書類に記載された金額及び事業計画等を総合的に考慮して決定しますので、必ずしも応募書類において記載された所要経費額と一致するとは限りません。

なお、本事業に係る補助金の財源は国の予算であるため、補助金の支出に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」、「国土交通省所管補助金等交付規則」、「住宅市場整備等推進事業制度要綱」、「住宅市場整備等推進事業補助要領」及び「地域木造住宅市場活性化推進事業費補助金交付要綱」に基づいた適切な経理を行わなければなりません。

3. 1 計上できる経費

(1) 賃金

賃金は、応募者が、事業を実施するための資料整理、実験補助、情報の収集等を目的とした補助者を雇用するための経費（「時間給」又は「日給」）です。ただし、雇用に伴う諸手当、社会保険料等の当該事業の実施に関連のない経費は、応募者等の負担となり、本補助金では支払えません。

(2) 報償金（謝金）

報償金（謝金）は、事業を実施するための委員謝金、講師謝金、専門的知識の提供等（「時間給」又は「日給」）、当該事業に協力を得た者（応募者の構成員及び応募者の構成員に所属する者で当該事業を実施する者は除く。）に支払う経費です。

(3) 旅費

事業に関わる者が当該事業実施のために直接必要な出張等に伴う交通費及び宿泊費（一行程につき最長2週間程度のものに限る。）が対象となります。

(4) 需用費

・消耗品費

事業を実施するための消耗器財（文具費、試験材料費等）、その他の消耗品及び備品等に付随する部品等の代価です。社内調達の場合は製造原価等の実費で購入します。

・会議費

学識経験者による打合せ等、事業の実施上特に必要な場合の飲料、食費等

・印刷製本費

設計書、図書、報告書、帳簿等の印刷製本費

・光熱水費等

事業を実施するために必要な電気、水道、ガス等の使用料、計器使用料等。ただし、事務所等で経常的に使用する光熱水費は補助対象外です。

・リース料

事業を実施するために必要な器具機械その他の備品で、その性質及び形状を変することなく比較的長期の反復使用に耐えるもの（耐用年数が1年を超えるようなもの）をリースで使用する場合の代価。

備品等のリース料は、補助事業費の90%を超えない範囲とします。

ただし、90%を超える場合であっても、技術開発に必要な試作機の製作に係る備品等のリースのように、事業そのものの性格、内容に由来するものである場合には、単なる備品等のリース計画でないことの説明書を、（様式5）に添付して、申請することができます。

(5) 役務費

事業を実施するために必要な試験料、修繕料、各種保守料、洗濯料、筆耕料、翻訳料、写真等焼付料、鑑定料、設計料、加工手数料、通信運搬費等です。

応募者において、当該事業の本質をなす発想を必要としない定型的な業務であれば内部発注ができます。この場合の支払額は、人件費においては労働時間に応じて支払われる経費のみで、雇用に伴う諸手当及び社会保険料等の当該事業の実施に関連のない経費は、本補助金では支払えません。

(6) 委託料

事業の実施に必要であるが、当該事業の本質をなす発想を必要としない定型的な業務を他の機関に委託して行わせるための経費を指します。委託料は、原則として、補助事業費の50%を超えない範囲とします。50%を超える場合は、その理由書を（様式5）に添付してください。

(7) 使用料及び賃借料

事業の実施に必要な自動車借上、会場借上、土地借上、物品その他の借上等使用料及び賃借料です。

(8) 負担金等

性能評価や認証取得等に必要な手数料など事業の実施のため必要な負担金等を指し

ます。ただし、経常的会費等は含みません。

(9) 施設・設備工事費

展示住宅等展示施設の整備、技術開発に必要な試験体としての実験住宅の製作、資材の流通合理化に必要な資材備蓄施設の整備等に必要な施設・設備工事費です。ただし、展示住宅や実験住宅等については、最低限必要な設備以外の設備等の整備や外構等関連施設・設備の整備費は含みません。

また、経費は4年分の減価償却費相当額を限度とします。（展示住宅や実験住宅等については、標準とする住宅価格2,200万円の4年分の減価償却費相当額1,130万円を限度とします。展示等の期間が4年未満の場合の補助額の算出については、下記計算例を参照。）申請した年数分の減価償却費の補助を受けた場合、当該年数の経過を待たずして、補助金で整備した施設・設備を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはなりません。

計算例：建設費28百万円の展示住宅を新築し、3年間、展示住宅（耐用年数7年）の用に供する場合

- ① 実際の建設費28百万円は、22百万円超のため、補助対象限度額は22百万円
- ② 3年間展示住宅として使用することから、
$$22\text{百万円} \times 0.9 \times 3\text{年} / 7\text{年} = 8\text{百万円}$$
が補助額となる
- ③ この場合、
$$(28\text{百万円} - 22\text{百万円}) + (22\text{百万円} - 8\text{百万円}) = 20\text{百万円}$$

の事業者の自己負担が必要となる

3. 2 申請できない経費

本補助金では、次のような経費は申請することはできませんので、ご注意ください。

(1) 建物・土地等の不動産取得費

事業を実施する際に必要なものであっても、建物や土地等の不動産取得費を計上することはできません。ただし、3. 1 (9) に掲げる経費については申請できます。

(2) 事業を実施する者的人件費

応募者の構成員（個人）又は構成員に所属する者（構成企業等に属する個人）で、事業を実施するもの的人件費を指します。

(3) 事業を実施する者の職員手当

応募者の構成員（個人）または構成員に所属する者（構成企業等に属する個人）で、事業を実施するものの諸手当を指します。

(4) 事業を実施する者の共済費

応募者の構成員（個人）または構成員に所属する者（構成企業等に属する個人）で、事業を実施するものの給料に係る社会保険料を指します。

(5) 事業の補助者等に支払う経費のうち、労働時間に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナス等の各種手当）

ただし、労働者派遣事業者との契約により技術者等を受け入れるために必要な経費

については申請できます。

(6) 耐用年数が1年を超えるような備品等の購入費

耐用年数が1年を超えるような備品等についてはリース、借上等にて対応して下さい。

なお、耐用年数が1年を超えるような備品等を購入した場合、補助事業終了後、その残存価格について、国庫に返納していただくこととなりますので、ご注意願います。

(7) 施設・設備等において4年分の減価償却費を超える額

補助目的となる施設・設備等の工事費については、4年分の減価償却費まで、補助事業費として計上可能です。これを超える額を補助事業費に計上し、補助を受けた場合、交付決定の取り消し、補助金の返還等を求めることがありますので、ご注意願います（3. 1 (9) 参照）。

(8) 事業の執行上特に必要のない会議費

懇親会等事業の執行上特に必要でない会合等の飲料、食費等

(9) 国内外を問わず、シンポジウム、セミナー等応募者の活動によらない単なる会合等への出席のための交通費、宿泊費、参加費

(10) 住宅を建築した施主への助成金や柱の現物プレゼントなどの経費は補助対象となりません。ただし、アンケート調査やオープンハウスに協力した施主に対する謝礼（著しく高額な場合を除く。）などの経費は計上して構いません。

(11) 事業中に発生した事故・災害の処理のための経費

(12) その他、当該事業の実施に関連性のない経費

4. 審査方法等

4. 1 審査方法

応募事業の審査は、学識経験者で構成される地域木造住宅市場活性化推進事業審査委員会(以下「委員会」という。)において行われる予定です。

なお、採択事業の決定までは、原則として委員等の名簿は非公開とするとともに、委員会の議事録については非公表とし、審査の経過に関する問合せには応じませんので、あらかじめご了承ください。

4. 2 審査手順

応募書類について、応募の要件を満たしているものの内容について書面審査を行った上で、必要に応じてヒアリング審査を行い、採択事業を決定します。

4. 3 審査基準

以下の（1）から（3）までの視点により総合的に審査します。

(1) 地域木造住宅市場の活性化への効果

事業の実施が、都道府県等を対象とする地域の木造住宅市場活性化に与える効果に

について、審査します。

(2) 事業の新規性・先導性

事業の内容及び事業成果が、新規性や他の地域の参考となるような先導性を有するかについて審査します。

(3) 事業の実現可能性

目標達成の可能性及び事業を実施するために必要な体制、資金等に係る計画など当該事業の実現可能性について審査します。

4. 4 審査結果

審査結果については、応募者に通知し、採択事業については、採択事業名、応募者名及び補助金交付予定額を国土交通省のホームページ等で公表します。

5. 補助金の交付を受けた者の責務

事業が採択され、本補助金の交付を受けた者（以下「事業主体」という。）は、次の条件を守らなければなりません。

5. 1 事業の実施及び管理

事業実施上のマネジメント、事業の成果報告、補助金の適正執行、事業終了後の財産等の適正管理等、事業全般について責任を持っていただきます。

なお、補助金に係る経理事務については、事業主体の事務局において経理事務（口座の管理、会計帳簿への記帳・管理保管、機器設備等財産の取得及び管理など）をして下さい。補助金の管理責任については、事業主体が負いますのでご注意下さい。

5. 2 知的財産権の帰属等

事業により生じた特許等の知的財産権は、事業主体に帰属します。なお、国土交通省は特許等の出願・登録状況を自由に公開できるものとします。

事業主体が事業の成果に係る特許等の知的財産権若しくは当該知的財産権を受ける権利の全部又は一部を譲渡する場合には、譲渡を受ける者から相当の対価の支払いを受けることを契約等において定めた上で行わなければなりません。

5. 3 成果報告書の作成

事業の成果について、成果報告書を作成し、平成22年2月26日までに提出していただきます。（原則として平成22年2月26日までに提出することとし、これにより難い場合は協議の上、平成21年3月19日までとすることが可能）

なお、国土交通省は提出された成果報告書を自由に公開できるものとします。

5. 4 実用化（収益）状況の報告

事業終了後の5年間、各年度における事業の成果の実用化（収益）状況を報告していただきます。

5. 5 事業の成果に係る収益納付

補助事業完了後の5年間において、事業の成果により相当の収益を得たと認められた場合、交付した補助金の額を限度として、その収益の一部を国に納付していただくことがあります。

5. 6 取得財産の管理

補助事業により取得した財産の所有権は事業主体に帰属します。ただし、当該補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後も、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。

また、取得財産等のうち、取得価格及び効用の増加した価格が単価50万円以上のものについては、承認を受けないで補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはなりません。ただし、国土交通大臣の承認を得て当該財産を処分したことにより収入がある場合には、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付させることを条件とします。

5. 7 事業等の公表

普及促進を目的に広く一般に本事業による取組について紹介するため、パンフレット、ホームページ等に提案内容、報告された内容に関する情報を使用することがあります。

この場合、応募書類等に記載された内容について、事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は原則公開しません。

5. 8 事業に関するアンケート・ヒアリングへの協力

事業の採択を受けた者には、事業終了後、当該事業に関する調査・評価のため、アンケートやヒアリング等へ協力していただくことがあります。

5. 9 その他

事業主体は、事業により実施した実験等から得られたデータ等を原則公開することを条件とします。

また、事業の成果に係る特許権等を取得した場合においては、その実施を求める者に對して、適正な対価を得て、平等に許諾することを条件とします。

6. 応募方法

本事業に応募される方は、11ページ以降の「応募書類の作成・記入要領」により規定された書類及びその書類の電子ファイルを格納したCD-Rを必要数そろえた上で、7. 応募書類の提出先あてに郵送等により提出してください。

応募期間は、平成21年2月4日（木）から3月6日（金）（必着）までとします。
(応募書類の差し替えは固くお断りします。)

※ 注意事項

- 1) 一の応募者は、一の事業に限り応募できることとします。
- 2) 応募書類が、募集要領に従っていない場合や、不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、当該応募を原則無効とします。
- 3) 応募書類及び応募書類の電子ファイルを格納したCD-Rはお返しませんので、その旨予めご了承ください。
- 4) 採択された事業については、その概要を公表することがあります。

7. 応募に関する問合せ先・応募書類の提出先

本事業の応募に関する問合せ先及び応募書類の提出先は次のとおりです。問合せについては、原則として、ファックス又は電子メールでお願いします。共通性のある事項については、Q&Aを随時8. 事業内容に関する問合せ先のホームページに掲載しますので、ご参照ください。

※ 本募集要領の内容については、今後変更がありうることを予めご了承下さい。

〒102-0071 東京都千代田区富士見2丁目14番36号 FUJIMI WEST
すまいづくりまちづくりセンター連合会 内
地域木造住宅市場活性化推進事業評価係
FAX : 03-5211-0648
メール : chikimokuzou@sumaimachi-center-rengoukai.or.jp
(電話番号: 03-5211-0622)

8. 事業内容に関する問合せ先・応募書類の入手先

本事業の事業内容に関する問合せ先は次のとおりです。

募集要領及び応募様式は、下記のホームページから募集要領・応募様式をダウンロードすることができます。

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2丁目1番3号
国土交通省住宅局住宅生産課木造住宅振興室
電話番号: 03-5253-8111 (内線39422、39455)
FAX : 03-5253-1629
ホームページ: <http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/mokuzou/H21chikikoubou.html>
受付時間: 9:30~18:15 (土日曜、休祝日除く)

応募書類の作成・記入要領

1. 応募に必要な書類は以下のとおりです。

応募書類は日本語で、活字体（手書きは不可）にて作成してください。

○応募時に提出いただく書類

- | | |
|------------------|--------|
| (1) フェースシート | (様式 1) |
| (2) 事業の内容 | (様式 2) |
| (3) 審査基準に関する事項 | (様式 3) |
| (4) 応募者等の概要 | (様式 4) |
| (5) 事業に係る経費の内訳 | (様式 5) |
| (6) 都道府県等の推薦文（例） | (様式 6) |
| (7) 応募者に関する情報 | |

次に掲げる書類（A4版）

- ・会則等目的、活動・事業の種類、会計、役員に関する事項等が記載された書類
- ・会員名簿等構成員がわかる書類
- ・収支予算書、収支計算書等財務状況がわかる書類

(8) 展示住宅や実験住宅等の建設に関する情報（当該事業を提案する場合のみ）

建設予定地に関する書類、建設の計画・スケジュールがわかる書類等、短期間で展示住宅や実験住宅等を建設する事業の実現可能性が確認できる書類（A4版）

2. 応募書類の枚数は、原則として、1様式につき1枚とします。ただし、様式2及び様式3についてはそれぞれ2枚を限度とすることができます。必要に応じて図表等を活用し、具体的かつ簡潔に（※）記載してください。

※ 本補助事業で何を行いたいのかを簡潔に、わかりやすく記載してください。応募者の理念、考え方、応募者の過去の実績等が、直接必要とされない欄にも記載されると、本補助事業によって行いたいことが分かりづらくなります。

3. 応募書類はすべてA4版タテ使いとし、通しページを付して両面印刷してください。

4. 書類は1部ずつ左上角をホッチキスで留め、10部提出してください。ただし、（7）の応募者に関する情報及び（8）の展示住宅や実験住宅等の建設に関する情報（当該事業を提案する場合のみ）については、該当する書類の写し（A4版）を2部提出してください。

5. 応募書類のうち、様式1～5の電子ファイル（Microsoft Word形式）を格納したCD-Rを1枚提出してください。その際、CD-Rには「平成21年度地域木造住宅市場活性化推進事業」、「応募者名」及び「応募事業名（例：〇〇に関する事業）」を記載してください。

(様式 1)

フェースシート

応募者名	
応募事業名	(内容を端的に表す題名としてください。) 「○○○に関する事業」
1. 応募テーマ (以下のテーマのうち、該当するものを抜粋して記載してください。) <ul style="list-style-type: none">① 木造住宅の供給体制整備に関する事業② 木造住宅の生産合理化、維持管理・改修の合理化等に関する事業③ 木造住宅の普及推進に関する事業④ 木造住宅の担い手育成に関する事業⑤ 木造住宅の企画開発・技術開発に関する事業	
2. 対象地域	<input checked="" type="checkbox"/> 一の都道府県内の地域 <input type="checkbox"/> 広域地域 (該当するものにレ点) (本事業によって木造住宅市場の活性化を図る対象地域について記載して下さい。) 例) ○○県△△郡
3. 応募事業の概要 (事業の概要を <u>100字以内で簡潔にわかりやすく</u> (「・・・のため、・・・を実施」の程度で) 記載してください。なお、当該概要是、事業が採択された場合には公表することがあります。) 例) 地域建材の活用した住宅づくりによる○○地域の住宅市場の活性化を図るため、 ○○地域のスギを使った□□性能の高い部材を開発する。	
4. 応募事業に要する経費の額・補助金の額 事業に係る経費の額 ○○○千円 補助金の額 ○○○千円 (事業に係る経費の額については事業費全体、補助金の額については事業費のうち 補助対象となる経費の合計額をそれぞれ記入してください。)	
5. 応募者の概要 (設立年、応募者の活動の目的、活動内容、代表者名及びその所属する企業名、会員数、会員等の属性など、応募者の概要について簡潔に記載してください。) 例) 設立：平成○○年 活動目的：地元産の○△スギを活用した住宅の普及推進 活動内容：○×地域の工務店と製材工場等の連携による地域建材を活用した住宅供給 供給実績：○○戸 (□□年) 代表者名：□□ □□ 所属企業名：(株) ○× 会員数：○社 会員等の属性：△△町の工務店、製材工場	
6. 事務連絡先 (応募書類受領の通知、審査結果の連絡等に係る事務連絡先を記載してください。連絡先は、 <u>平日（月～金）に確実に連絡がとれるところにしてください。</u>) 例) 住所：〒○○○○-○○ ○○県○○市○○町123-4 (協) □□□□組合□□課 担当 □□ TEL：△△△△-△△-△△△△ FAX：◇◇◇◇-◇◇-◇◇◇◇ e-mail：○○○○@○○○.○○.○○	

(様式2)

事業の内容

応募者名	
応募事業名	「〇〇〇に関する事業」
1. 目的・必要性 (応募事業の目的、必要性について、その地域の課題等との関連を明らかにして、具体的に記載してください。) 例) 〇〇地域の住宅市場の活性化を促進するためには、地元消費者の需要を喚起するような特色ある住宅づくりが必要である。こうしたなかで、〇〇スギを使った□□性能の高い地域建材を活用した、地域の気候風土にあった住宅づくりを行うことにより、地域の住宅関連事業者の消費者訴求力の向上を図る。	
2. 応募事業の内容及びその特徴 (応募事業の内容について具体的に記載するとともに、応募者のこれまでの取組内容や、同分野・他分野における取組内容との関係性等を踏まえて、その特徴も具体的に記載してください。) 例) 〇〇地域のスギを使った部材の試作品製作、性能評価試験を実施し・・・ (同様の趣旨でこれまで〇〇地域のカラマツを使った部材を開発しており、本事業による取組により、一層の住宅の品質の向上と、地域の住宅関連事業者の消費者訴求力の向上を図る。)	
3. 期待される具体的な成果 (事業実施によって期待される成果について、「本事業の実施により、どのように、どの程度、地域の木造住宅市場の活性化に寄与するのか」との観点から具体的に記載してください。また、供給戸数、地域建材の使用量（地域産木材の使用量等）などの数値目標についても記載してください。) 例) <ul style="list-style-type: none">・〇△スギを使った製品を使った□□性能の高い住宅の供給 〇〇戸／年・〇△スギ使用量 〇〇m³／年（丸太換算）・雇用創出 〇〇人／年・経済波及効果 〇〇億円／年	
4. 他の補助金等の有無 (本事業以外に、本件に関連して、現在、国・地方公共団体等から受け入れている補助金若しくは申請している補助金等について、制度名、金額、実施している事業内容を記載してください。その際、本事業との仕分け等があれば併せて記載してください。) 平成〇〇年度 ××事業（□□県事業） ××千円 住宅関係のイベントを活用した〇〇スギを使った□□性能の高い住宅のP R等の普及活動の実施	

※ 本様式の枚数は、1.～4.の合計で2枚を限度とします。いずれも、括弧内の注意書きに従うとともに、簡潔に、わかりやすく記載してください。（必要以上に事業者の理念・考え方等ばかりを記載しないこと）

(様式3)

審査基準に関する事項

応募者名	
応募事業名	「○○○に関する事業」
<p>1. 地域木造住宅市場の活性化への効果 (事業の実施により、対象地域の木造住宅市場活性化に与える効果について、具体的な目標を含めて記載してください。)</p> <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none">・○△スギを使った製品を使った住宅の供給 ○○戸／年・連携する事業者の年間供給実績 ○○戸／年を□□□戸／年に伸ばす・○△スギ使用量 ○○m³／年（丸太換算）、住宅○○戸分・雇用創出 ○○人／年	
<p>2. 事業の新規性・先導性 (事業の内容及び成果の新規性や他の地域の参考となるような先導性の内容について具体的に記載してください。)</p> <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none">・新規性 ○△スギの無垢材を使った××は、□□性の面で新たな取り組みである。・先導性 本事業による○○スギを使った□□性能の高い地域建材を活用した住宅づくりは、他地域においても、地域建材を活用した住宅づくりのノウハウとして活用することができることから、他地域の特色ある住宅づくりにつながるものである。	
<p>3. 事業の実現可能性 (目標達成の可能性及び事業を実施するために必要な体制、資金等に係る計画、事業実行のスケジュールについて具体的に記載してください。)</p> <p>(記載例)</p> <p>【目標達成の可能性】 ××において、○○の開発実績があり、こうしたノウハウを活かして□□を行うことが可能。</p> <p>【事業実施体制】 △×業事業者と○□業事業者の連携により実施。地元○○市の協力及び△△大学からの技術指導を計画。</p> <p>【資金等計画】 本事業による補助および会費により事業を実施。</p> <p>【スケジュール】 4月～10月：試験体設計 11月～12月：性能評価試験 1月～2月：結果分析</p>	

※ 本様式の枚数は、1.～3.の合計で2枚を限度とします。

(様式 4)

応募者等の概要

応募者名	
応募事業名	「○○○に関する事業」
<p>1. 応募者の概要 (設立年、応募者の活動の目的、活動内容、代表者名及びその所属する企業名、会員数、会員等の属性など、応募者の概要について記載して下さい。) 例) 設立：平成○○年 活動目的：地元産の○△スギを活用した住宅の普及推進 活動内容：○×地域の工務店と製材工場等の連携による地域建材を活用した住宅供給 供給実績：○○戸（□□年） 代表者名：□□ □□ 所属企業名：（株）○× 会員数：○社 会員等の属性：△△町の工務店、製材工場</p>	
<p>2. 事業の責任者 (事業実施の責任者の氏名、役職、住所、電話番号等について記載してください。)</p>	
<p>3. 事業担当者等 (事業実施の担当者の氏名、役職、住所、電話番号等について記載してください。)</p>	
<p>4. これまでの活動実績 (応募者と共同・連携して事業を行う者のこれまでの活動実績についても、時期、内容、成果等について具体的に記載してください。)</p> <p>・応募者の活動実績 例) 平成○年度 ○○の開発 △△講習会の開催 ×回開催 平成□年度 □○の開発</p> <p>・共同・連携して事業を行う者の活動実績 例) ・○×設計（設計事務所） 平成○年 ××を設計</p>	

※ 本様式は、1枚を限度とします。具体的かつ簡潔に記載してください。

※ 本様式に加えて、事業全体の実施体制図を作成・添付してください。実施体制図は、応募者内での役割分担や共同・連携して事業を行う者の役割について、工務店、製材業者などその属性等も明記の上、記載してください。

(様式 5)

事業に係る経費の内訳

(単位:千円)

応募者名		
応募事業名	「〇〇〇に関する事業」	
区分	補助対象事業費	内訳
賃金 例) ○○の補助	××	・試験補助者 〇人×□□千円/日
報償金 例) ○×検討委員謝金	××	・学識経験者 〇人×□□千円/日
旅費 例) ○×検討委員旅費	××	・委員会出席に係る旅費 〇人×□□千円
需用費 例) 消耗品費	××	・試験材料費 〇〇千円×△個
役務費 例) 試験料	××	・性能評価試験 〇〇百万円×□体
委託料 例) アンケート調査・分析	××	・発送料、集計作業経費等 〇〇千円
使用料及び賃借料 例) 会場借上料	××	・○×検討委員会開催 〇〇千円×△日
負担金等 例) 性能評価手数料	××	
施設・設備工事費 例) 展示住宅建設費	××	・○×検討委員会開催 〇〇千円×(1-0.1)×4/7
補助対象事業費 合計	例) 27,500	
補助申請額	例) 17,500	※広域連携の場合

(注)

- ・それぞれの区分に応じて積算内訳を記載してください。
- ・給料、手当、共済費、備品購入費、施設・設備工事費のうち4年を超える減価償却費等は補助対象外ですので、本様式に記載できません（応募要領3「補助金の範囲」の項参照）。
- ・展示住宅や実験住宅等については、標準的な住宅価格2,200万円の4年分の減価償却相当額1,130万円を限度とします（応募要領3「補助金の範囲」の項参照）。
- ・委託料が補助対象経費の50%を超える場合は、その理由書を添付してください。
- ・事業内容が2. 1の(1)から(5)までの項目のうち複数にまたがる場合は、それぞれの項目毎に記載してください。

(様式 6)

平成 21 年〇月〇日

国土交通省住宅局長 殿

〇〇県〇〇部長 △△ △△ 公印

平成 21 年度「地域木造住宅市場活性化推進事業」募集の趣旨及び募集要領の内容を踏まえ、下記の者の応募事業について推薦いたします。

記

1. 応募者名

2. 応募事業名

3. 推薦理由

「地域木造住宅市場活性化推進事業」募集の趣旨及び募集要領の内容に照らし、応募者は適格であり、また、その事業内容も適切であると認められるため。

都道府県等名	部局名	担当者氏名
担当者連絡先	住所：〒〇〇県□□市△番地・▲ TEL: FAX : e-mail:	